

独立行政法人大学入試センター研究紀要に関する規則

〔平成13年4月1日〕
規則第50号

改正 平成14年3月29日規則第11号
改正 平成14年4月18日規則第13号
改正 平成16年3月25日規則第8号
改正 平成18年4月1日規則第33号
改正 平成18年12月27日規則第41号
改正 平成20年3月28日規則第11号
改正 平成21年3月30日規則第11号
改正 平成23年3月24日規則第30号
改正 平成26年3月31日規則第6号
改正 平成29年3月31日規則第4号
改正 令和2年3月31日規則第121号

独立行政法人大学入試センター研究紀要に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が刊行する研究の紀要に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条に掲げる紀要の名称は、大学入試センター研究紀要（以下「研究紀要」という。）とする。

2 研究紀要の欧文名称は、Research Bulletin of the National Center for University Entrance Examinationsとする。

(投稿者の資格要件)

第3条 研究紀要に投稿できる者は、次の各号に掲げる教員等とする。

- 一 センターの教員
- 二 センターの教員が参加する共同研究に関して投稿する共同研究者

(編集委員会)

第4条 センターに、次に掲げる事項を行うため、研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

- 一 研究紀要に投稿された原稿を査読し、掲載の可否を決定する。
- 二 研究紀要の編集及び刊行に関する事項を審議又は処理する。

2 編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 試験・研究統括官
- 二 試験・研究副統括官
- 三 研究開発部長
- 四 各研究部門の教員2人

五 その他理事長が必要と認める者

- 3 編集委員会に、編集委員会の会務を総理するため委員長を置き、研究開発部長をもって充てる。
- 4 編集委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。
- 5 編集委員会の定足数は、委員の過半数とする。
- 6 編集委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 編集委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(部外秘扱い)

第5条 編集委員会は、研究紀要を部外秘として刊行することができる。

- 2 編集委員会において、研究紀要を公表又は部外秘として刊行することに関し疑義のある場合は、理事長の決するところにより、役員会議に公表又は部外秘として刊行することを諮ることができる。

(庶務)

第6条 編集委員会の庶務は、試験企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。